

第 1 章

担 い 手 育 成

農業を始めたい！	対象者	一般の方、法人・団体等
-----------------	-----	-------------

■新規就農するためには・・・

まずは、どの地区にどのような作物をどんな方法で営農していくのか、また、活用できる融資や補助金等についても考慮し、資金計画等をしっかり立てましょう。

買う農地・借りる農地が決まり、具体的な営農計画ができれば、事前に農業委員会事務局に相談し、申請に必要な書類等を確認しましょう。その際、電話だけの確認はできるだけ避け、来庁して直接ご相談ください。農業委員会事務局への権利移動や設定に係る申請の受付は、毎月28日締め切り(12月は25日)です。

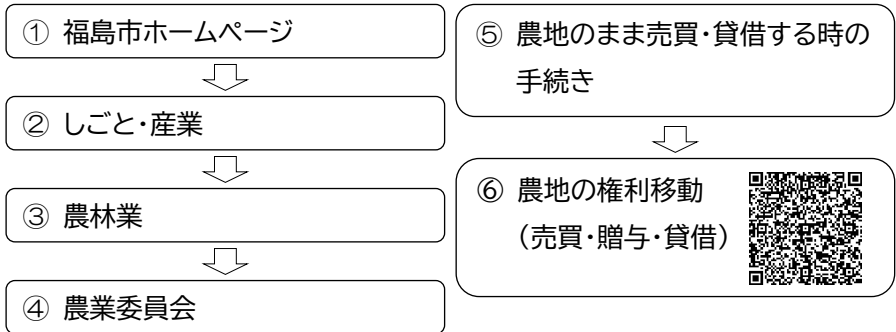
※令和5年度から下限面積要件(20アール以上を耕作しなければならない)が廃止されました。

○関連するパンフレット等

- ・「農地法第3条による申請書及び添付書類」
- ・「農地法第3条の規定による許可申請書」
- ・「新規農業開始経営計画」
- ・「耕作計画書」

[申請・届出書様式等のダウンロード]

各種申請書等の様式は福島市ホームページから左記の順でダウンロードできますのでご利用ください。



○関連する支援事業

- ・週末ファーマー体験講座
- ・新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業・経営開始資金)
- ・青年等就農資金 ・新規就農拡大推進事業

詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからもご覧いただけます



お問い合わせ先

○農地の売買・貸借に関する手続きについて
福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

○新規就農支援事業について
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農業体験講座を開催します！
(週末ファーマー体験講座)

対象者

農業者、一般の方

農産物の生産や販売など新たに農業経営を始めたい方のために、生産から販売までの実地体験及び講座を開催します。



1 研修期間

令和5年5月中旬から令和5年12月下旬
毎週土曜日午前9時から午後4時まで

2 内容

農産物(野菜)の生産から販売までの実地体験及び講座

※平日の自主的な作業体験も可能です。

[実地体験 一部抜粋] ※年により内容が異なることがあります。

5月	キュウリ、ネギの定植、マルチ張り	9月	キャバツの定植、葉大根の播種
6月	ネギ畑の除草、ブロッコリーの播種	10月	ナス、ニンジン、小松菜の収穫
7月	ナスの収穫、カボチャの蔓上げ	11月	タマネギの定植、灌水チューブの片づけ
8月	甘長トウガラシの収穫	12月	ネギの収穫、ハウレン草のトンネル張りと補修

3 場所

(株)新ふくしまファーム敷地内の農地
(福島市土船字新林25-11)

4 経費

講座中の事故に備えた保険料(加入は任意)

5 講師

(株)新ふくしまファームの職員など



☞ 詳しい情報・お申込みはこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

独立して農業経営を始めたい方を支援します！
(新規就農者育成総合対策)

対象者

農業者、一般の方

農業研修をする方や、新たに独立して農業経営を開始する50歳未満の方を対象に資金を交付します。

1 就農準備資金

(1)内容

就農前に県農業短期大学校や先進農家等で研修を行う方を対象に年間最大150万円を最長2年間交付する。

(2)主な交付要件

- ① 都道府県等が認めた研修機関等で研修を受けること。
- ② 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること。
- ③ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するもの)の雇用契約を締結していないこと。
- ④ 研修終了後に親元就農する予定の場合には、家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する又は独立・自営就農することを確約すること。
- ⑤ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後5年以内に「農業経営改善計画」又は「青年等就農計画」の認定を受けること。
- ⑥ 承認申請時において、前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること。

2 経営開始資金

(1)内容

交付要件を全て満たす方を対象に、年間150万円を最長3年間(経営開始後3年度目分まで)交付する。

※夫婦の場合は1.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)を交付する。

(2)主な交付要件

【全員共通】

- ① 独立・自営就農時の年齢が50歳未満で、かつ農業経営を開始して3年以内の方で、農業経営者となる強い意欲を有していること。
- ② 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。
- ③ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有、または借りていること。
- ④ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ⑤ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑥ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- ⑦ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- ⑧ 経営の全部または一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達

し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市町村長に認められること。

- ⑨ 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、または位置づけられることが確実と見込まれること、実質化された人・農地プランに、中心となる経営体として位置づけられ、または位置づけられることが確実と見込まれること。あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「目標地図に位置づけられた者等」という)。
- ⑩ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- ⑪ 雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を受けたことがないこと。
- ⑫ 経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑬ 経営発展支援事業または初期投資促進事業による補助対象事業費上限額1,000万円(夫婦の場合は1,500万円)の助成を受けたことがないこと。
- ⑭ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険または施工業者による保証等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。
- ⑮ 前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること。
- ⑯ 就農地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- ⑰ 令和2年4月以降に農業経営を開始した者であること。

【夫婦共同】

- ① 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- ② 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- ③ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

【法人設立】

- ① 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置付けられた者等となること。
※ なお、経営開始後3年以上経過している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

(3) 交付停止(以下の要件に1つでも該当すれば交付停止となります)

- ① 交付要件を満たさなくなった場合。
- ② 農業経営を中止または休止した場合。
- ③ 年2回の就農状況報告を行わなかった場合。
- ④ 就農状況の現地確認等により適切な農業経営を行っていないと交付主体に判断された場合。
- ⑤ 調査依頼に協力しなかった場合。
- ⑥ 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合。ただし、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事業があると交付主体が認めた場合に限り、交付を可能とする。

(4) 資金返還(以下の要件に1つでも該当すれば返還となります)

- ① 交付停止となる項目①から⑤に該当し、既に交付した資金の対象期間中の場合は事由が発生したときから、残りの対象期間の月数分の資金を返還。
- ② 虚偽の申請が発覚した場合は全額返還。
- ③ 交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合は、交付済みの資金額に、

営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。但し、就農中断報告の手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

※ (4)の①または③に該当する場合については、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めた場合はこの限りでない。

(5)備考

- ① 他者の農業経営に従事している状態は、独立して農業経営を行っているとはみなしません。
- ② 親族の農業経営とは異なる経営発展に向けた新たな取組が新規参入者と同等のリスクを伴うものかどうかは市が判断します。(原則、親族と同じ作目を栽培する場合は、新規参入者と同等のリスクがあるとはみなしません。)
- ③ 交付対象者として承認されたとしても、予算の都合上、受給できない場合があります。
- ④ 交付対象者として承認されたら、受給の有無に関わらず交付対象者は交付期間中及び交付終了後5年間必ず取り組まなければならない事項があります。(就農状況報告など)

3 経営発展支援事業

(1)内容

機械・施設の導入等助成対象の取組に必要な経費を支援する。補助対象事業の経費に対し、最大で国2/4、県1/4の計3/4を交付。ただし、補助上限750万円、経営開始資金の交付対象者は375万円。(夫婦の場合は1.5倍。)

(2)主な交付要件

【全員共通】

- ① 独立・自営就農時の年齢が50歳未満で、農業経営者となる強い意欲を有していること。
- ② 令和4年度または令和5年度中に、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。
 - ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有、または借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- ③ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- ④ 経営の全部または一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市町村に認められること。
- ⑤ 実質化された人・農地プランに、中心となる経営体として位置づけられ、または位置づけられることが確実と見込まれること。あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「実質化された人・農地プランに位置づけられた者等」という)。

- ⑥ 雇用就農資金による助成金の交付を受けたことがなく、かつ、経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑦ 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- ⑧ 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼育する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- ⑨ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

【夫婦共同】

- ① 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- ② 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- ③ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

【法人設立】

- ① 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置付けられた者等となること。
※ なお、令和4年度以前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

(3)助成対象

- ① 助成の対象となる事業内容は、交付対象者が自らの経営において使用する次に掲げる取り組みであること。
 - ア 機械・施設等の取得、改良又はリース
 - イ 家畜の導入
 - ウ 果樹・茶の新植・改植
 - エ 農地等の造成、改良又は復旧
- ② 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと(融資に関する利子の助成措置を除く。)
- ③ ①の事業内容は、個々の事業内容ごとに次の基準を満たすこと。
 - ア 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること。
 - イ 機械・施設等の購入先の選定にあたっては、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス(AGUMIRU「アグミル」)の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の減少に向けた取組を行うこと。
 - ウ ①のアについては、次の基準を満たすこと。
 - 事業の対象となる機械・施設等は法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。加えて、中古機械・施設等の場合は中古資産耐用年数が2年以上のものであること。(法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年以上の保証があるものに限る。)
 - 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
 - 交付対象者の経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するものであること。
 - 事業計画の提出以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業に切り替えて整備するものではないこと。

- 整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等し、処分制限期間において加入等が継続されるもの。
- 整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。
- 導入した機械・施設等について、財産管理台帳を作成し、耐用年数(新品の場合は法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数)が経過するまでの間、保管すること。

○農業経営改善計画と青年等就農計画（年4回の会議で認定）

	認定された 農業者の呼称	目標所得	当該計画が要件と なっている主な支援事業
農業経営 改善計画	認定農業者	○5年後 ・ 個別経営体1戸当たり 510万円以上 ・ 主たる従事者1人当たり 440万円以上	(※詳細 P15) ・ 農業経営安定化支援事業 ・ 農業経営基盤強化資金 ・ 経営所得安定対策 ・ 農業者年金
青年等就農 計画	認定 新規就農者	○5年目 ・ 個別経営体1戸当たり 310万円以上 ・ 主たる従事者1人当たり 260万円以上	・ 新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業・経営 開始資金) ・ 青年等就農資金 ・ 経営所得安定対策 ・ 農業者年金

※ 「農業経営改善計画」については、オンラインによる申請も可能です。
詳しい情報・お申込みは右の QR コードからご覧ください。



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

新たに独立して農業経営を開始する方を支援します！（青年等就農資金）	対象者	農業者、法人・団体等、 一般の方
--	-----	---------------------

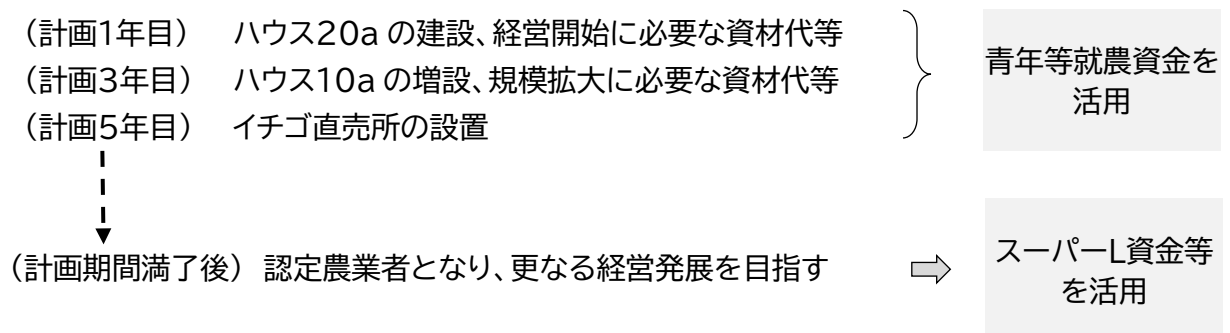
新たに独立して農業経営を開始する原則45歳未満の方を対象に、無利子で資金を融資し経営開始を支援します。

○ 取扱金融機関：(株)日本政策金融公庫

貸付対象者	青年等就農計画の認定を受けた個人・法人	留意事項
資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用の施設・機械や農産物の処理加工施設・販売施設の導入。 ・家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費及び育成費。 ・農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払い。 ※農地の取得費用は対象となりません。 ・経営開始に伴って必要となる資材費など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業(経営体育成支援事業)は対象となります。 ・審査の結果により、ご希望に添えない場合があります。
償還期限	17年以内(うち据え置き期間5年以内)	
融資限度額	3,700万円(特認1億円)	
金利	無利子(借入の全期間にわたり)	
担保・保証人	担保：原則として、融資対象物件のみ。 保証人：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ。	

《 資金活用のイメージ 》

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

**新規就農を支援します！
(新規就農拡大推進事業)**

対象者

農業者、法人・団体等、
一般の方

新規就農者の拡大を目的に、就農を希望する方を「フレッシュ農家さん」、現在営農中の方を「センパイ農家さん」として、「センパイ農家さん」が農業体験や農業技術指導等をする斡旋紹介を行います。また、就農時初期費用、農機具等導入費用の一部を助成するほか、市内の方を正規雇用した農業を営む法人に助成金を交付します。

(交付要件を全て満たす場合でも、予算の都合上、受給できない場合があります。)

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからもご覧いただけます



1 農業相談事業

(1)内容

「センパイ農家さん」をはじめ、市の職員や関係機関が連携して、耕作のノウハウや就農時の心得などについて相談に応じ、農業のスタートアップをサポートします。また、Zoomによるオンライン相談にも対応します。

※ センパイ農家さんに対し、オンライン相談受入れ1回あたり2千円を交付します。

2 農業体験支援事業

(1)内容

就農を検討している「フレッシュ農家さん」に、農業体験の受入をしている「センパイ農家さん」をご紹介します。

※ 体験は1日単位(3時間以上、3日以内)です。

※ 体験研修を受入れする「センパイ農家さん」に対して、1日あたり3千円を交付します。

(2)交付要件

【フレッシュ農家さん】

- ① 申請時点の年齢が65歳未満で、本市内の農地で就農を目指すこと。

【センパイ農家さん】

- ① 概ね年間を通じて本市内の農地で農業を営む経営体であり、本市に住民登録または事務所を有していること。
- ② 「フレッシュ農家さん」1人につき、原則1日あたり3時間以上、一人につき3回を限度としての農業体験指導を実施すること。
- ③ 「フレッシュ農家さん」と雇用契約を締結しておらず、金銭等の供与がないこと。
- ④ 「フレッシュ農家さん」と親族関係(三親等以内)でないこと。
- ⑤ 本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

3 農業メンター事業

(1)内容

「フレッシュ農家さん」の農業経営が定着できるよう、農業全般について気軽に相談できる地域の「センパイ農家さん」をご紹介します。

- 「センパイ農家さん」は最長2年間相談に応じます。
- メンター役となる「センパイ農家さん」に対して、月額1万円を最長2年間交付します。

(2)交付要件

【フレッシュ農家さん】

- ① 申請時点の年齢が65歳未満で本市に住民登録があり、本市内の農地で営農する者で農業経営開始3年以内の者。
- ② 農地の所有権または利用権を有していること。
- ③ 主要な農業機械、施設を所有または借りていること。
- ④ 生産物や生産資材を本人名義で出荷、取引すること。
- ⑤ 農業経営に関する主宰権を有していること。

【センパイ農家さん】

- ① 「フレッシュ農家さん」と親族関係(三親等以内)でないこと。
- ② 就農サポート対象者が就農定着、経営発展に必要な以下の取組を行うこと。
 - ア 作物栽培技術、経営管理に関する知識等の習得のための指導。
 - イ 就農地域内の農家への紹介や地域活動への参加支援。
 - ウ 農地の確保に係る相談。
 - エ その他、就農定着、経営発展に繋がる支援。
- ③ おおむね認定農業者の水準にあること。

4 農業経営開始支援事業

(1)内容

【独立就農タイプ】

交付要件を全て満たす新規就農者の方に対して、月額5万円を最長2年間交付します。

【法人雇用タイプ】

交付要件を全て満たす者を雇用した法人に対して、月額5万円/1人を最長2年間交付する。

(2)交付要件

【独立就農タイプ】

- ① 就農時の年齢が65歳未満で本市に住民登録があり、本市内の農地で営農する者で農業経営開始3年以内の者。
- ② 農地の所有権または利用権を有していること。
- ③ 主要な農業機械、施設を所有または借りていること。
- ④ 生産物や生産資材を本人名義で出荷、取引すること。
- ⑤ 農産物等の売上や経費の支出など経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑥ 農業経営に関する主宰権を有していること。
- ⑦ 申請者の申請時点の前年の農業所得が500万円以下であること。ただし、

先代の農業経営を継承している場合は、先代の前年の農業所得を合算して500万円以下であること。

- ⑧ 新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業・経営開始資金)を受給したことがなく、申請年の翌年の農産物販売金額目標を50万円以上、1000万円以下の範囲内で、申請時と同等かそれ以上とすること。
- ⑨ 本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けたことがないこと。

【法人雇用タイプ】

- ① 概ね年間を通じて農業を営む法人であり、本市内に事業所及び農地を有していること。
- ② 本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。
- ③ 正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、正規雇用開始して12ヶ月未満であり、当該従業員が次の要件を申請時点で満たしていること。

- ・ 年齢が65歳未満で本市に住民登録があること。
- ・ 概ね農畜産物の生産(必須)や加工、販売等農業に関わる業務に従事し、1週間あたりの農業従事時間が年間平均25時間以上見込めること。
- ・ 労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)及び社会保険(健康保険、厚生年金保険)に加入していること。
- ・ 交付対象者の親族(三親等以内の者をいう。)でないこと。
- ・ 今回の雇用契約以前に雇用関係がないこと。
- ・ 過去に本事業の対象になっていないこと。

5 農業用機械等導入支援事業

(1)内容

交付要件を全て満たす新規就農者の方に対して、農業用機械等の取得に要する経費の3分の1以内を補助します。1経営体につき30万円を上限。

(2)交付要件

- ① 就農時の年齢が65歳未満で本市に住民登録があり、本市内の農地で営農する者で農業経営開始3年以内の者。
- ② 農業用機械等導入計画の目標達成に必要な農業用機械または施設の取得に要する経費で、事業規模が10万円以上かつ、認定を受けた後に取得するもの。
- ③ 農業経営に関する主宰権を有していること。
- ④ 新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業・経営開始資金)を受給していないこと。
- ⑤ 本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けてないこと。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農業経営を継承する方を支援します！
(経営継承・発展支援事業)

対象者

農業者

中心経営体等である先代事業者から、その経営を継承した後継者の経営発展に資する取組を支援します。

1 経営継承・発展支援事業

(1)内容

交付要件を全て満たす後継者に対して、経営発展に向けた取り組み(農業用機械等購入等)に必要な事業費を補助します。1経営体につき100万円を上限。

(2)交付要件

【個人事業主の場合】

- ① 令和4年1月1日から経営発展計画の提出時まで中心経営体等である先代事業者から、その経営に関する主宰権の移譲を受けていること。
- ② 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。
- ③ 税務申告等を本事業の対象である後継者の名義で行っていること。
- ④ 青色申告者であること。
- ⑤ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。
- ⑥ 経営発展計画を策定し、その計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、その計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- ⑦ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していること。
- ⑧ 主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。
- ⑨ 農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る資金及び新規就農者育成総合対策(経営開始資金)に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- ⑩ 経営発展支援事業を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

【法人の場合】

- ① 令和3年1月1日から経営発展計画を提出する時まで中心経営体等である法人から、その経営に関する主宰権の移譲を受けていること。
- ② 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合は、当該先代事業者が中心経営体等であり、後継者が令和3年1月1日から経営発展計画を提出する時まで当該主宰権の移譲を受けていること。
- ③ 主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

担い手育成

- ④ 青色申告者であること。
- ⑤ 経営発展計画を策定し、その計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、その計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- ⑥ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していること。
- ⑦ 主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。
- ⑧ 農業次世代人材投資事業(経営開始型)及び経営開始資金に係る資金の交付を受けていないこと。
- ⑨ 主宰権の移譲を受けた後継者が過去に経営発展支援事業を実施していないこと。

(3)補助対象経費

①専門家謝金・旅費	助言、指導等を依頼した専門家等に支給される経費
②研修費	研修受講料
③旅費	情報収集や各種調査の実施、研修を受講するための旅費
④機械装置等費	農業用機械、器具、備品、ソフトウェア等の購入経費
⑤広報費	販売用のホームページ、パンフレット等の作成経費
⑥展示会等出展費	農畜産物の販売促進に向けた PR 活動経費
⑦開発・取得費	新商品の試作に伴う原材料、デザイン、加工等の経費
⑧雑役務費	本事業期間中に要した臨時的な人件費等
⑨借料	機械装置等のリース、レンタル経費
⑩設備処分費	新部門の設立等をする際に必要なスペースを確保することを目的とした機械装置等の廃棄、処分費等
⑪委託・外注費	自ら実施することが困難な業務を第三者に委託、外注する際の経費

- 本事業の遂行に必要な経費で妥当性があるものが対象。上記経費でも交付決定前に着手したものや、本事業の目的に合致しないもの等、対象にならない経費があります。詳細は下記までお問合せください。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

あなたも認定農業者になりましょう！
(認定農業者制度)

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進法に基づき、市が基本構想で示した農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援を行う制度です。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらのQRコードからもご覧いただけます



1 福島市の基本構想における農業経営の目標

【年間農業所得】	個別経営体 1戸あたり	510万円以上
	又は主たる従事者 1人あたり	440万円以上

2 認定要件

次の要件を満たしている農業者が認定されます。

- ① 認定申請書の内容が「基本構想」に照らして適切であること。
- ② 作付地の集団化、農作業の効率化など農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な計画であること。
- ③ 認定申請書に記載した目標を達成する確実性があること。

3 認定の手続き

農業経営改善計画認定申請書を作成し、福島市農業企画課、ふくしま未来農業協同組合、福島県県北農林事務所農業振興普及部へ提出してください。

なお、記入が困難な場合については、上記機関にご相談ください。

4 認定時期

原則として、農業経営改善計画認定会議(年4回開催)で認定しますので、前月の5日までに申請書を提出してください。

認定会議より約2週間で認定書を発行します。

	第1回	第2回	第3回	第4回
認定会議	5月下旬	7月下旬	10月下旬	1月下旬
申請書〆切	4月5日	6月5日	9月5日	12月5日

5 認定農業者への各種支援策

(1)福島市の支援(P24 参照)

- 農業経営安定化支援事業(保険料や掛け金の一部助成)
農業経営の安定化に向けて、収入保険・果樹共済の加入促進を図るため、農業者が負担した保険料や掛け金の一部を助成します。認定農業者については、補助率が上乘せされます。

(2)経営規模拡大のための支援(農用地利用集積のための支援)

農業委員会に農用地の利用集積を申し出ると、あっせんが受けられます。

(3)融資に関する支援(P31～33 参照)

- ① 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)
- ② 農業経営改善促進資金(スーパーS資金)
- ③ 農業近代化資金
- ④ 農業改良資金
- ⑤ 農家経営安定資金
- ⑥ 農林漁業セーフティネット資金

(4)研修等による支援

- ① 農業経営改善計画認定申請書を作成する際に必要な経営改善等指導
- ② 認定農業者の要望に応えた各種研修会の実施及び経営情報の提供

(5)農業者年金の保険料の国庫補助(P17 参照)

(6)農業振興関連事業などの情報配信

本市の農業者の中核である認定農業者および認定新規就農者に対し、重点的に農業振興に伴う情報等をお伝えします。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

より充実した老後生活のため 農業者年金加入のお勧め

対象者

農業者

老後の生活が国民年金だけでは不安かなと思ったら、農業者年金に加入しませんか？

農業者であれば、経営主はもちろん配偶者も後継者も加入できます。

預金などと同じ積立方式の年金ですので、お預かりした保険料は安全面を重視して運用し、運用した利益と合わせて将来年金として配分される仕組みになっています。

税制面など多くのメリットがありますので、より充実した老後生活のためにぜひご加入下さい。

また、一定の要件に合う方は国から保険料の補助を受けることもできます。



詳しい情報はこちらの QR コードからもご覧いただけます

1 加入の要件(①～③の全てを満たす方)

- ① 農業に従事する日数が年間60日以上
- ② 国民年金の第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者でないこと。)
 - 60歳以上65歳未満で加入する場合には国民年金の任意加入被保険者
- ③ 65歳未満

2 補助を受けるための要件(①～③の全てを満たす方)

- ① 60歳までに20年以上加入が見込まれる方
 - (旧農業者年金制度での保険料を納めた期間を合算することができます。)
- ② 農業所得が900万円以下である方
- ③ 認定農業者などで青色申告をされている(または見込まれる)方
 - または、その方と家族経営協定を締結している配偶者、後継者

詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

福島市農業委員会事務局 庶務係
電話 024-525-3779

農地所有適格法人とは？

対象者

農業者

農地等の権利(所有権及び賃貸借権等の使用収益権)の取得が認められる法人を意味し、農地法上の呼び名です。農地所有適格法人には、①法人形態の要件、②事業要件、③構成員の要件、④業務執行役員の要件等、大きく4つの要件があります。

- 平成28年4月の法改正により今までの「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に名称変更されました。

お問い合わせ先

福島市農業委員会事務局 庶務係
電話 024-525-3779